





## 治療は入院より通院が増加

もしもガンと診断されたとき、入院日数はどの程度になるのでしょうか。

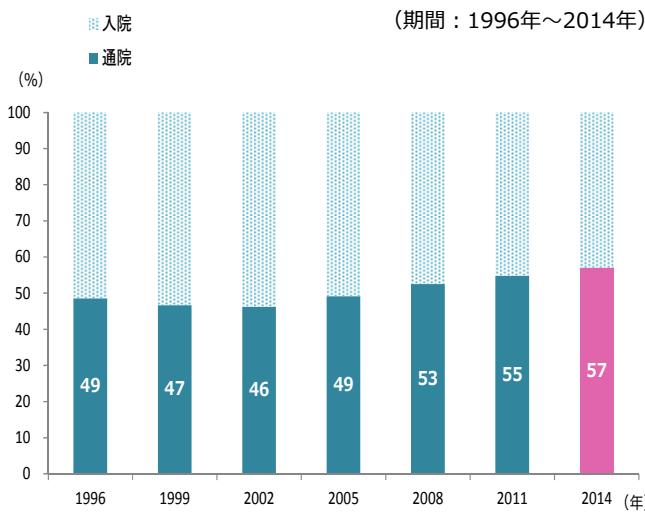
ガンの平均入院日数は1996年に46.0日でしたが、2014年には19.9日と半数以下に減少しています。また、1996年から2014年までの間、ガン患者総数は15%増加するなか、入院患者数は3.7%減少、通院患者数は35%増加しています。図表3はガン患者総数に占める通院治療の割合です。通院治療の比率が4年連続で上昇していることがわかります。

## 健康保険の「傷病手当金」とは

入院日数は短くなったとしても、治療期間が長くなり、仕事を休まなければならなくなつた場合には、どのような制度が利用できるでしょうか。

まずは有給休暇を消化することができます。そのほか、健康保険組合に「傷病手当金」というものがあります。病気のために仕事を休まなければならない場合にも、最長18ヶ月にわたって、それまでの標準報酬月額の3分の2に相当する金額が給付されるという制度です。健康保険組合によっては「傷病手当附加金」も上乗せして給付されます。

図表3 ガン患者総数に占める通院治療の割合



(出所) 厚生労働省 平成26年患者調査を基に岡三アセットマネジメント作成

## 自己負担の上限を定めた「高額療養費制度」

次に、治療にかかる費用をみていきます。医療費として、検査、治療、入院などの費用があるほか、通院のための交通費、入院時の日用品、食事代、差額ベッド代など医療費以外の費用があります。

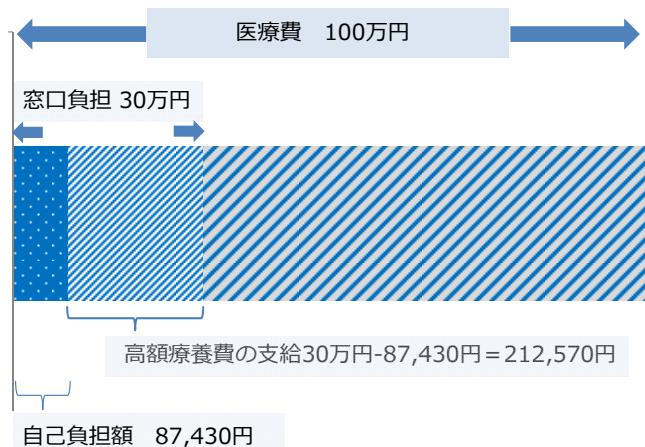
医療費には、健康保険など公的医療保険の適用を受けられるものと受けられないものがあります。通常、健康保険により、自己負担は3割となります。さらに、自己負担額は医療費の負担が過剰にならないよう「高額療養費制度」により上限が設けられています。これは、1ヵ月の自己負担が上限金額を超えた場合に、超過分が支給される公的制度で、上限額は年齢や年収等に応じて異なります。

例えば70歳以上で年収約370万～約770万円の場合、 $80,100円 + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$ となります。図表4の例では、医療費が100万円で3割負担であることから、窓口での支払いは30万円ですが(注)、高額療養費制度を利用することにより、自己負担額の上限は87,430円となり、超過分が支給されます。

(注) 事前申請により、限度額のみ窓口で支払う方法もあります。

図表4 高額療養費制度を利用した自己負担額の一例

70歳以上、年収約370万～770万円(3割負担)で医療費が100万円のケース



(注) 世帯合算や多数回該当により、さらに軽減される場合があります。  
(出所) 厚生労働省保健局の資料を基に岡三アセットマネジメント作成

## &lt;本資料に関してご留意いただきたい事項&gt;

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いします。



## 先進医療は「高額で効果が大きい」の思い込み

健康保険適用外の治療を受けた場合には、その部分のみ全額負担となります。先進的な医療技術（「先進医療」）を受けた場合等が該当します。

先進医療は、保険診療と併用して行う自己負担の治療です。一言で先進医療といっても、費用は1件あたり数百円からあります。特に高額なものは、陽子線・重粒子線治療です。照射回数にかかわらず治療費は各医療機関により定額で、約300万円となっています（注）。ただし、2017年6月末までの1年間で粒子線治療の実施件数は約3,900件でした。これは、2016年に新たにガンと診断された患者の約0.4%にすぎません。実施できる医療機関が限定されているほか、適用となる条件が厳しいためです。また、他の治療法と比較した上での有効性や副作用等、高い治療費に見合うかどうかは未知数です。

（注）健康保険の適用が受けられる場合もあります。

## ガンへの備えは「予備費」枠で

一部のがんでは、早期発見・早期治療が可能となっていました。早期の段階で発見できれば、治療期間が短くなるなど、経済的負担も軽く済む可能性があります。

ガンは高齢になるほど、罹患率が高くなりますが、医療費の負担を軽減する公的医療制度も手厚くなります（図表5）。公的制度だけでは不安という方は、「自助努力」としてガン保険に入るという選択肢もあります。ただし、保険料を支払うことで安心してしまい、健康に無頓着になったり、あるいは、保険料の負担で生活に不安が生じては本末転倒です。

まずは老後に向けた資産形成を着実に行っていく中で、「予備費」枠として予定外の出費に耐えられる糊代を作るというのが堅実な備え方と言えそうです。

図表5 高額療養費制度による70歳以上の方の自己負担上限額（概要）

	個人の負担割合 (外来)	世帯ごとの上限額 (外来・入院)
年収約1,160万円以上	252,600円+（医療費-842,000）×1% 多数回：140,100円	
年収約770万～約1,160万円	167,400円+（医療費-558,000）×1% 多数回：93,000円	
年収約370万～約770万円	80,100円+（医療費-267,000）×1% 多数回：44,400円	
～年収約370万円	18,000円 年間144,000円を 上限	57,600円 多数回：44,400円
住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

（注）過去12カ月以内に3回以上、上限に達した場合は、4回目から多数回該当となり、上限額が下がります。  
(出所) 厚生労働省保健局資料を基に岡三アセットマネジメント作成

以上 （作成：投資情報部）

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来的運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いします。



## 皆様の投資判断に関する留意事項

### 【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

### 【留意事項】

- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われる度、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### 【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用

購入時手数料 : 購入価額 × 購入口数 × 上限 3.78% (税抜 3.5%)

- お客様が換金時に直接的に負担する費用

信託財産留保額 : 換金時に適用される基準価額 × 0.3% 以内

- お客様が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担

: 純資産総額 × 実質上限年率 1.991088% (税抜 1.8436%) 程度

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

#### その他費用・手数料

監査費用 : 純資産総額 × 上限年率 0.01296% (税抜 0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

### 【岡三アセットマネジメント】

商 号 : 岡三アセットマネジメント株式会社

事 業 内 容 : 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業

登 録 : 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号

加 入 協 会 : 一般社団法人 投資信託協会／一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00～17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)